

千葉県入札監視委員会平成25年度第2回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成26年2月3日(月) プラザ菜の花 会議室「楨」	
委員	小野 理恵(千葉大学法経学部准教授) ○ 服部 岑生(千葉大学名誉教授) 藤井 一(弁護士) ◎ 丸山 英氣(弁護士) 柳 久之(社団法人日本経営協会) (敬称略・五十音順) ◎ 委員長 ○ 委員長代理	
審議対象期間	平成25年4月1日～平成25年9月30日	
審議案件	5件	(備考) 1 審議対象期間中に13件の低入札調査があったことを報告した。 2 審議対象期間中に5件(5者)の指名停止があったことを報告した。
一般競争	3件	
指名競争	1件	
随意契約	1件	
—	—	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産課契約・審査班)

TEL 043-223-3116

意見・質問	回 答
<p><b>審議事案概要</b></p> <p>○ 指名停止の理由で、入札金額の額を誤って記載したとあり、3月29日に開札し、4月2日に契約を辞退したとあるが、そのプロセスはどうか。</p> <p>○ 開札の時点で、相当安い札があったのであれば、錯誤による入札ということで無効にすることにできたのではないか。</p> <p>また、本件は次順位者と契約できたが、もう一度契約手続き事務を最初から始める必要があった可能性を考えると、開札の時点での、業者の錯誤の申し出に対する発注者側の対応は適切であったか。</p>	<p>○ 12者の指名競争入札を執行したところ、1番札を入れた会社が落札したが、4月2日、契約をすることができないとの申し出がありました。そのため、発注者である企業庁は、次順位者と随意契約により契約を締結しました。</p> <p>契約辞退を申し出た業者に対しては、指名停止措置要領に基づき指名停止3ヶ月の措置を行いました。</p> <p>○ 今回の入札は指名競争入札で、最低制限価格を設定しており、予定価格と最低制限価格に収まった入札額によって落札者を決定しています。</p> <p>最低制限価格を未設定の入札の場合、相当低い額での落札となる可能性がありますが、最低制限価格を設定していますので、その価格を下回る入札は失格となります。</p> <p>予定価格の範囲内で落札決定している状況では、御指摘の見極めは難しいと思われしますので、次順位者に見積もりを依頼したのは、ルールに則った契約であったと考えています。</p>

意見・質問	回 答
<p><b>事案1 一般競争入札</b>  <b>【震度情報ネットワークシステム再整備工事（震度計整備）】</b></p> <p>○ 予定価格が事後公表の案件では、業者が調査基準価格を算出しようとしても、入札額が低入札となるかはわからない。今回下回った額はわずかで、それによって労務費等の書類はクリアしており、割合が下回っただけで失格というのはいかがか。</p> <p>○ 調査報告書を提出するよう依頼してから期限までに、21項目全てを報告するには時間的に厳しいとも思える。日本有数の会社であり、技術点も130点で評価値が一番高い状況なので、約80万上回れば、低入札の対象とならず受注できたものである。もっとシステムを柔軟にし、時間を与えるなどして、より良いものが安くできる方策を考える必要があるのではないか。</p> <p>○ 低入札対象案件となって、過去1年間で29件のうち1件だけが契約に至っている。業者は、低入札になったら契約できないと思ってしまうのではないか。このことについて何らかの対策が必要ではないか。</p>	<p>○ 低入札価格調査対象案件となったため、関係書類の提出を求めたところ、提出が困難であるとの書類提出があったため、受け付けることができなかった。</p> <p>調査基準価格ぎりぎりであったため、施工できないとも思えないが、入札参加時に下請業者等から見積り等をとっているはずであるため、準備が足りていなかったためではないか。</p> <p>○ 提出書類について、栃木県や茨城県、山梨県と比較しても、千葉県と大差はありません。日数についても他県と比べて、千葉県だけが短いとも考えていません。</p> <p>日数が不足している場合、日数を伸ばすことがあり得るが、書類を減らすことはないものと考えていますが、今後の対策として検討していきたい。</p> <p>○ 関東近県では、低入札調査について、ほとんど契約に至っていない県、逆にほとんど契約に至っている県と、両極端になっています。</p> <p>各県の失格基準等を調べたところ、一番の違いは追加書類の提出の項目で、千葉県を含む6都県が1度に限り提出を認めています。ほかは回数制限がありませんでした。何回も再提出できるようであれば、適切な資料作成ができ、100%近くの低入札案件が契約に至ることが考えられます。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 他県では100%に近いくらい、低入札が契約に至っていることがあるが、これで契約された工事は適切に完成できているのか。</p> <p>低入札案件でも適切に完成できているのであれば、なるべく低い金額で最高のパフォーマンスを上げるということになるので、低入札は宝の山です。</p> <p>資料の再提出の機会を1回とするのではなく、契約締結できるよう拾い上げる方法を制度として作っていかなければいけないのではないか。</p>	<p>○ 低入札で契約した工事が適切に工事を完成できたかどうかという話は直接確認していないため、実態はわかりません。</p> <p>低入札の基準を緩和した場合、受注した業者の利益減少が生じ、下請けへのしわ寄せ、ダンピング競争等があるとも考えます。</p> <p>低入札の調査基準価格を5月から引き上げていますが、国の通知に合わせて行っており、制度を厳格に運用しているところ です。</p>

意見・質問	回 答
<p><b>事案2 一般競争入札</b>  <b>【交通信号機集中制御化（更新）等工事（千葉市中央区ほか）】</b></p> <p>○ ●●製作所と、●●電設は、関係会社か。</p> <p>○ 少なくとも公正な入札を阻害するかとの考え方において、関連会社はどちらか一方にすべきという論があるため、今後の検討課題としてもらいたい。</p> <p>○ 2者に施工計画が優れたとして点数が入っているが、これはどういうことか。</p> <p>○ 落札者の施工計画は、0点であることに対してどうか。</p>	<p>○ 関連会社と思われます。個別の入札参加資格を持っており、別法人のため、両者とも入札に参加させたところでは。</p> <p>○ 技術評価は3項目設定した。評価できる項目が1項目の場合は0点、全てなら10点加算しており、2項目は5点としています。評価0点の者は、評価できる項目が1項目若しくは0項目であったため加算しなかったものです。</p> <p>○ 施工計画に対する提案がなかったわけではありません。          評価調書では、施工計画0点が9者、5点が2者となっています。これだけを見ると、施工計画の満点が12点にもかかわらず、0点の業者が落札したのかと思われるかもしれませんが、総合評価の施工計画は、通常施工する際に実施していること、仕様書等の基準にあることについては、加算点としないという考え方です。標準の施工以上に、その現場に即した良い提案があった場合に加算点という形で加点します。          今回3項目でしたので、2つ加点対象で5点、3つで10点としています。          0点の業者が駄目なのではなく、あくまで0点は標準点と思っていただきたい。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 評価調書を公表しているのか。業者名も公表か。開札調書も公表か。</p> <p>○ 無効となった理由で、低入札価格調査報告書について確認したところ、書類作成要領に従い作成されていないものであるとあるが、どう合わなかったのか。</p> <p>○ 要領に沿った書き方ができなかった弁明を聞いているか。</p> <p>○ 低入札価格調査はそもそも適正な履行を確保するためにあるが、ルールがあまりにも機械過ぎて、結果としては落とすための調査でしかない。住民感情でいえば、もっと安くできたのにという期待感が、抹消されている気がします。</p> <p>低入札の本来の趣旨について、検討してはどうかと思います。</p>	<p>○ 開札調書は、無効の業者については金額は出ないが、開札調書も評価調書もホームページで公表しています。</p> <p>○ 積算内訳書の提出について、機器費、工事材料費などは、下請企業の見積期限と整合が取れていなかったり、共通仮設費については、営繕費、技術管理費、安全費、運搬費等は一括計上を認めないとしていたが、一括計上していました。</p> <p>資材については、購入資材一覧表と同じになっていなければいけないとなっているが、整合がとれていなかった、などです。</p> <p>○ 記載要領は細かく書かれており、業者に聞き取りをしたが、認識が足りなかったということでした。見積書が添付されていない等があったため確認したが、提出は厳しいとの回答であったため、記載要領に従ってないとした。</p>

意見・質問	回 答
<p><b>事案3 一般競争入札（事後審査型）</b>  <b>【県単舗装道路修繕工事（白井台）】</b></p> <p>○ 開札調書で4者抽選とあり、1円単位で同額となっているが、こんなことがあるのか。</p> <p>○ 積算ソフトを使って積算すると予定価格の内訳書ができてしまうのか。</p> <p>○ 談合情報のヒアリングはどうやってやるのか。</p> <p>○ 談合情報を提供している者は、同額の入札になりそうだから、談合しているんじゃないのかと考えているのか。</p>	<p>○ 24年度については2件、今年度については12件、同額でくじという案件があります。</p> <p>業者の積算担当者に、それぞれヒアリングを行ったところ、積算ソフトを使って積算していると聞いています。</p> <p>○ 情報公開請求により、既に契約した案件については、開示請求があれば、開示しています。また、事務所で設計書の閲覧も可能であり、設計単価は概ねわかるようになっています。</p> <p>○ 談合情報対応マニュアルに沿って、契約の締結権を有する者にヒアリングを行い、別途工事内訳書をチェックします。ヒアリングでは、談合の事実があるか等について聞き取りを行います。</p> <p>また、工事内訳については、積算の根拠、積算者、単価の見積り根拠等の内容を聞きます。</p> <p>事後審査型の場合、開札の際、積算内訳書を業者毎に出させていまして、4者を比較したところ、それぞれ違った積算をしており、入札を無効とするような明らかな実態がなかったため抽選で落札者を決定しました。</p> <p>○ 談合情報の内容は、最低制限価格で応札するというものではなく、予定価格の95%程度で落札するとの情報でした。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 2件の談合情報があったが、指名業者の重複はあるのか。</p> <p>○ 指名競争入札から一般競争入札に切り替えた時点の資格要件では、どの程度該当者があったのか。</p> <p>○ 今回のような案件では地域要件を広げて、談合ができないような状況を設定することもできたのではないか。</p> <p>○ あえて地域要件等を変える事で、競争性、経済性を持たせることもできる。結果として地元の業者が取るかもしないが、行政のあるべき姿の姿勢として、表していかなければいけない。</p> <p>○ 談合情報があった2件の工事は、印旛土木事務所管内である。同じ管内で発注しているから、業者は持ち回りで受注するよう役所側が誘発しているのではないかとこの指摘が出てくるのではないか。</p>	<p>○ 2件について、いずれも2500万以上の工事なので、基本的にはA等級以上の業者となっており、印旛土木事務所の管内でA等級は11者であるため、1者は隣接する成田土木事務所から選定しています。このため、印旛土木事務所管内の11者は重複しています。</p> <p>○ 成田、印旛土木事務所合わせて、27者です。</p> <p>○ 資格要件で、地域を広げることできるが、地域的な事を考えると、他の地域の者が入札に参加することはないと考えます。</p> <p>○ 談合情報が入ったことで、指名競争入札を一般競争に切り替えて、より参加を広くできるようにしています。          なお、今回の談合情報についても、匿名の者から、報道期間に情報が入ったこともあり、信憑性も疑わしいとも考えました。県としても談合情報の対応等については、検討していきたいと考えます。</p>

意見・質問	回 答
<p><b>事案4 指名競争入札</b>  <b>【千葉県立幕張総合高等学校コンピュータ            室外装改修工事】</b></p> <p>○ 辞退者が多いが、辞退理由を聞いているのか。</p> <p>○ 予定価格100%の会社が落札し、1番安い入札額の者は失格となっているが、そもそも受注するつもりがなかったのか。            予定価格を高く設定する必要があったのではないか。</p> <p>○ 土日での施工、あるいは休日が多い施工となれば、その時期に建設業者を手配しなければならぬが、積算上考慮しないのか。</p> <p>○ 辞退者が多いことについては、建築工事は辞退者がすごく多い。一般論として、県の建築工事は統計的に上がっているのではないかと思う。国も、単価を上げた方がよいと言っている。</p>	<p>○ 10者から辞退届が提出されており、技術者不足が6者、会社都合が3者、採算が合わないが1者となっています。</p> <p>○ 予定価格は公表していますが、最低制限価格は公表していませんので、両者とも受注する考えはあったと思います。            千葉市内でも同様の工事があったが、2回とも辞退者多数でした。予定価格の算出の積算については、通常どおり行っているため、問題ないと考えています。</p> <p>○ 実際に土日に施工したのは、9月の1週2週だけです。工期が長くなれば、生徒の安全のために交通誘導員等を配置したり、仮設関係の期間を長く計上したりするので、金額は上がりますが、土日工事だからと何かを計上する規定はありません。</p> <p>○ 今年度に入って建築関係の辞退者は多く、入札そのものが成り立たないこともあります。対応策として、年4回単価の見直しを行っていると言っています。労務単価の上昇については、国交省でも全国調査を行った上で、毎年度見直していて、今年に関しては、前倒しで2月から新単価としており、建築工事については、県の方でも別途単価設定をしています。            また、学校は特殊で、夏休みの工事をしたいというのは、県立高校だけでなく、市町村でも同様であるため、工事が集中するというのも原因と考えます。</p>

意見・質問	回 答
<p><b>事案5 随意契約</b></p> <p><b>【第二北総～成田線北千葉道路7号橋添架工事に伴う支持金具設置工事（その5）】</b></p> <p>○ 本体工事はいつ発注されたのか。 また、同じ支持金具工事は、その1～8までであるが、どのような手続きとなっているか。</p> <p>○ 最初の工事では、支持金具の工事を発注していなかったのか。入札を計画している段階では、水道の計画はあったのか。</p> <p>○発注する課が違うのか。</p>	<p>○ 本体工事は、H25.3.26 付けで北千葉道路建設事務所が契約しています。 橋梁の上部工工事が8分割となっているため、水道としても8分割に合わせた形で、随意契約しています。</p> <p>○ 橋梁に、600mmの水道管に通水するため、その重さについて設計時に考慮していますが、橋梁上部工工事の業者が決定した段階で、その業者に支持金具工事を随意契約（第6号）しています。 理由は、橋梁工事の請負金額がわかった段階で、経費を調整して積算しており、水道局で単独で発注した場合より安くなるからです。 橋梁が架かった段階で、水道局の工事に乗り込んだ場合、据え付けるための取付機械等の経費が高くなることから、橋梁上部工を製作している工場で、水道の支持金具も一緒に取り付けてもらう考えで発注しています。</p> <p>○ 北千葉道路建設事務所は、県土整備部に属しており、予算は交付金事業でやっています。水道局は、水道の料金の収入だけで工事を発注しており、一緒に発注することはできません。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 発注する所属が違うかもしれないが、共同での発注ができるシステムが、千葉県にはないのか。</p> <p>○ 同じ場所での工事であれば、同じ一つの工事で完成された方が効率的だと思う。だから随意契約という話となっている。</p> <p>    だとしたら、工事委託ということで、水道局から県土整備部へ、工事を依頼し、発注した方が責任の問題も含めて良いはずである。</p>	<p>○ 水道局が工事の負担金を払うことで、工事一括で実施することは可能かと思いません。</p> <p>    県土整備部に負担金を払ったとしても、随意契約で水道局で発注したとしても完成するものは同じであり、金額的にも変わりません。</p>
<p>○ 橋梁上部工を発注する際に一体で発注すれば安くなるだろうが、発注を分離して、上部工と水道の工事を別に施工してもよいと思う。ただし、随意契約の場合、同業他社でできないことをはっきりさせる必要がある。</p>	<p>○ 鋼構造物の許可を持っている会社であれば、どの会社も施工は可能であると思うが、橋梁上部工が現場にかかった段階で、水道局の工事を現場で施工することはできない。</p> <p>    そのため、橋梁上部工を受注した会社に製作から支持金具の取付工事までを施工してもらい、他者に発注するよりも金額が安くなれば良いとと考えた。</p>
<p>○ 道路橋の入札を行うときには、この工事も当然予定されており、道路橋を入札で落札すると、支持金具を取り付ける別の随意契約が付いてくるが、これは、良くないのではないか。</p> <p>○ 道路橋に、水道管を添架するための支持金具は、水管橋がおった時の重量を計算されたものなのだから、合わせて発注した方がいいのではないか。</p> <p>    一体構造物としての考え方を協議・検討し、見直してよいと思う。</p>	<p>○ 北千葉道路の工事も添架する水道管本体の工事も大きな工事であり、それぞれの発注工程や予算の組み方の問題があり、北千葉道路の現場については、支持金具だけ別発注と考え、道路橋施工業者が決まった段階で、随意契約したと考えます。</p> <p>    その際には、諸経費の調整をおこなった上で、より有利な方法として、随意契約を選択しています。</p>

## 委員講評

- できるだけ安く調達することが委員の考え方。積算価格は、1円の端数まで計算され  
労務単価も期間により決まっているが、労務費含めて価格というのは、時期等の状況に  
よって、日々変動しているので、積算の価格が実態に即しているかと言えば、完全に即  
するわけではないだろう。最低制限価格や調査基準価格など、全て予定価格から求めら  
れているので、その価格しかないが、その価格設定に議論の余地があると感じます。
- 総合評価が、あまりにも画一的になっていると感じる。評価項目を考え、その工事の  
特異性を持つところを考えた上で総合評価にもっていかないと、本来求めているものと  
違ってしまふとの印象があります。
  - 一般競争入札で辞退した者がいたが、少なくとも、入札参加申請したのに、入札には  
参加しないという事例はきちんと確認するようにした方がよいのではないかと思う。
  - 一方では、入札に参加したが、低入札に係る資料が提出できないといった業者がいる。  
提出できない分野までも求めてしまっているのかなと思う。
  - 関係会社の同一案件への入札については、企業は違うかもしれないが、多くの企業  
の方に参加してもらおうという趣旨で、公共工事を分離・分割して発注している中で、結  
果として同一企業がたまたま競争して、同列企業が落札者となるのであれば、分離・分  
割の意味がなくなるのかなと思います。
- 総合評価において、文章力の長けた者がいる業者が有利だなという印象を受けた。こ  
ちらの求めている内容が業者に伝わって総合評価の回答がなされているのか、と疑問に  
思った。このことが、入札のポイントで大きなウエイトを占めるとなると、こちらから  
業者に出す設問の表現は、よほど気をつけないと求めていない方向にいつてしまうと思  
じました。
  - 低入札に関しては、他の自治体の動向について、非常に格差が大きいことに驚きまし  
た。少なくとも低入札となった案件でも半数くらいは契約に至っている県があることを  
みると、千葉県とはどこが違うのか、ということを考えてもらいたい。
- 入札監視委員会では、入札のプロセスを監視しているわけだが、発注の入り口のと  
ころをしっかりと考えてもらいたい。また、良い入札となる仕組みを作ってもらいたい。
  - 総合評価や入札に関する様々な結果の公表があるが、それが正当なものとして示せて  
いるのか大きな課題かと思うので、ぜひ研究してもらいたい。
- 入札監視委員会は、よりいい入札制度を模索する場となればと思っている。大きな改  
革はできないが、今回の委員会であったことは、工夫することで対応できると考える。
  - 辞退や失格が多い極端な事例があったが、入札制度等を考える上ではいい機会だった  
と思う。